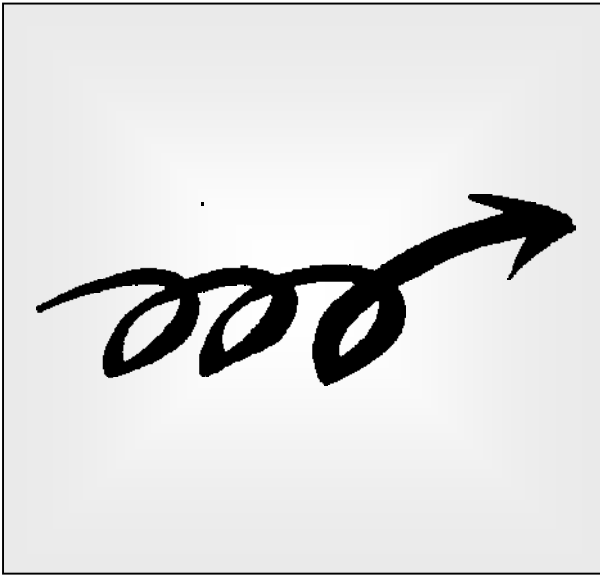


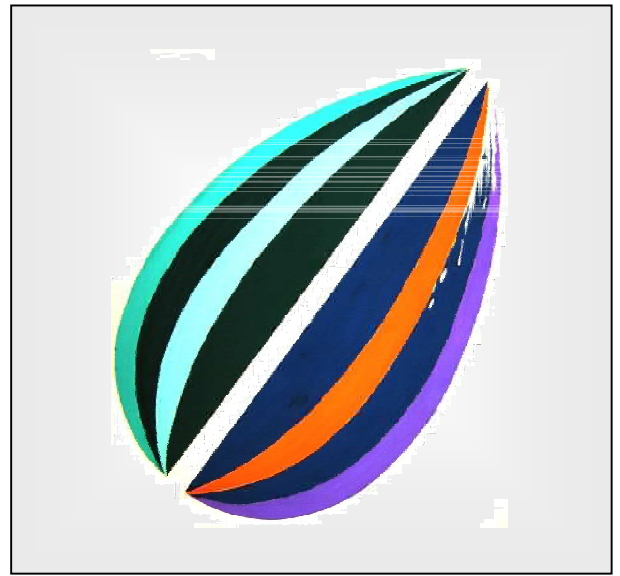
令和8年度

豊田市区長会 第1回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、「人づくり・まちづくり・幸せづくり」をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和8年4月8日（水） 15：00～

場 所 市役所 南庁舎7階 南71委員会室

市役所 南庁舎5階 南51会議室

第1回区長会役員会次第

令和8年4月8日（水）午後3時

【場所 市役所71委員会室／司会 地域交流課】

- 1 豊田市民の誓い唱和
- 2 開会のことば
- 3 市長あいさつ
- 4 地域活躍部あいさつ
- 5 令和8年度区長会役員選考結果について
 - (1) 役員選考委員長から報告
 - (2) 区長会長あいさつ

- 6 自己紹介
- 7 地域交流課 職員紹介

～休憩 会場移動～


【場所 市役所 南51会議室／司会 副会長】

- 8 豊田警察署 報告・説明
 - (1) 犯罪発生状況・交通事故発生状況について
 - (2) 警察署と地区区長会との連携について

別紙

9 区長会 報告・協議・依頼事項

ページ

1	自治区・豊田市区長会について			10
	報告内容	別紙のとおりです。	—	
2	地区コミュニティ会議について			19
	報告内容	別紙のとおりです。	—	
3	区長会役員会・総務委員会の日程について			22
	依頼内容	別紙のとおりです。	—	
4	区長会慶弔連絡等の取扱いについて			23
	依頼内容	別紙のとおりです。	—	
5	自治区運営の手引説明会の開催について			24
	依頼内容	各地区区長会で「自治区運営の手引研修会」開催希望日を決定し、各支所までご連絡をお願いします。 【提出期限】令和8年4月24日（金） 【提出先】各支所 地域振興担当（4ページ参照） ※挙母地域自治区については地域交流課		

			ページ	
6	広告協賛について		—	25
	協議内容	別紙のとおり、広告協賛を予定しています。		
7	区長会総会運営（案）について		—	26
	協議内容	別紙のとおりです。		

10 共済会運営委員会 報告事項


1	今期見舞金の支給状況について		—	37
	報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は原則5日以内に提出をお願いします。 ※ふれあいサロン、元気アップ教室、地域子ども居場所づくり等も自治区行事であれば該当行事届けに入れてください。 		

11 コミュニティ会議会長連絡会 協議事項

1	地区コミュニティ会議会長の感謝状贈呈に関する対象者推薦について			38
	報告内容	別紙のとおり推薦します。		

12 豊田市等からの依頼・情報提供事項

資料番号

1	防災に関する緊急情報の提供等について（依頼）		防災対策課
	依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生又は、災害発生の危険性が高く、市への連絡が必要と判断された場合に市へ連絡いただきたい。 【連絡先】 防災対策課 電話：34-6750、FAX：34-6048 メールbousai@city.toyota.aichi.jp 	

13 その他

ページ

- ・ 4月区長便送付物一覧 . . . 41
- ・ 令和8年度「区長便」配送業者について . . . 42
- ・ 「広報とよた」配布についての注意点について . . . 43
- ・ 第34回 豊田市区長会『親睦ゴルフコンペ』のご案内

第2回役員会 4月22日（水）14：00～ 豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

令和8年度 地域活躍部職制一覽

(部長級)

(次長級)

(課長級)

(課長補佐級)

(係長級)

□ 地域活躍部

部長

青木 勉

副部長

花木一也

市民安全担当

後藤直樹

専門監

(総合山村担当)

古澤彰朗

地域交流課

課長

石原雅之

副課長

塚田征弘

担当長

加藤ひろみ

副主幹

板倉壮吾

槌井功二

前田浩貴

吉村直樹

主任主査

渡邊洋一

○地域自治システム（わくわく事業、地域課題解決事業）の推進

区長会、自治区、高齢者クラブの支援、コミュニティ活動の振興

交流館の適正な管理・運営、拳母地域自治区の事業の執行 に関すること

市民活動センター

所長

(兼) 石原雅之

担当長

林 康彦

担当長

金原充志

○市民活動センターの管理、市民活動の発展支援 に関すること

多様性社会

課長

吉野奈美

副課長

平田 崇

担当長

吉本美佐穂

共創課

ジェンダー平等推進センター

所長

(兼) 吉野奈美

担当長

大澤千会

○国際化施策の調査、研究及び推進、国際都市提携、国際交流

多文化共生、ジェンダー平等の推進 に関すること

交通安全防犯課

課長

奥平英康

副課長

福岡慶祐

主査監

奥村 洋

担当長

打田知充

田中絵里子

牛丸直樹

○交通安全啓発、教育、交通安全施設整備、放置自転車、防犯 に関すること

防災対策課

課長

岡部正志

主幹

小菅祐山

副課長

梅澤尚人

担当長

勝上紘美

山田統裕

中越瑞紀

深津拓也

水野泰輔

荒井清志

○地域防災計画、防災意識の普及・啓発、自主防災組織

災害対策本部の構成及び運営 に関すること

総合山村室

室長

加知直人

主幹

深谷康史

副室長

市川真裕

副主幹

岩月克文

担当長

塚本雄哉

○山村地域振興計画、空き家、空き地情報バンク に関すること

(部長級)	(次長級)	(課長級)	(副課長級)	(係長級)	
	旭支所長 杉本憲彦	旭支所	副支所長 児嶋勇吾	副主幹 早川英孝	担当長 鶴井 浩 梅村祐子 中村大樹 主任主査 小野田秀夫 藤谷明輝 大澤 学
	足助支所長 杉浦智文	足助支所	副支所長 八木寛元	副主幹 足立憲治 担当長 西村理恵子	担当長 魚住太一 加藤泰平 日野泰樹
	稲武支所長 吉澤英俊	稲武支所	副支所長 柄澤哲也	担当長 吉野佑美 鈴木宏光	担当長 後藤泰代
	小原支所長 中野雅之	小原支所	副支所長 成瀬孝紀	副主幹 林 行宏 担当長 藤井 均	担当長 古山武嗣 深見隆之助
	和紙のふるさと館長 (兼) 中野雅之	和紙のふるさと			
	上郷支所長 下川涼太郎	上郷支所	副支所長 神谷尚賢		担当長 佐藤薫子 伊藤寿信
	猿投支所長 小澤真里	猿投支所	副支所長 天野博之	担当長 宮石康弘	主査監 児玉文彦 担当長 米崎 真
		石野出張所		所長 遠本真弓	
		保見出張所		所長 新見 徹	担当長 嶋田敦之
	下山支所長 大橋史幸	下山支所	副支所長 近藤正典		担当長 濱井敏郎 松井清高 三上明子
	高岡支所長 酒井一裕	高岡支所	副支所長 青井芳裕	副主幹 松原茂生	担当長 鈴木英之 熊谷麻奈美 主任主査 渡邊隆之
	高橋支所長 前田洋希	高橋支所	副支所長 太田信人	副主幹 加藤美貴子	担当長 吉野晋哉 佐林敦子
	藤岡支所長 山田政則	藤岡支所	副支所長 中山彩華		主査監 築山博行 担当長 岩元賢二 福岡正洋 成瀬智浩 主任主査 林 達二
	松平支所長 古田泰三	松平支所	副支所長 和出広樹		主査監 伊藤俊子 担当長 大富有紀子

支所連絡先一覧

支所名	担当地区	住所	電話番号
旭支所	旭	〒444-2892 小渡町船戸 15-1	0565-68-2211
足助支所	足助	〒444-2424 足助町宮ノ後 26-2	0565-62-0601
稲武支所	稲武	〒441-2513 稲武町竹ノ下 1-1	0565-82-2511
小原支所	小原	〒470-0592 小原町上平 441-1	0565-65-2001
上郷支所	上郷・末野原	〒470-1218 上郷町 5-1-1	0565-21-0001
地域交流課 (拳母事務所)	逢妻・朝日丘・梅坪台 崇化館・浄水・豊南	〒471-8501 西町 3-60	0565-34-6629
猿投支所	井郷・石野・猿投 猿投台・保見	〒470-0373 四郷町東畑 70-1	0565-45-1214
下山支所	下山	〒444-3242 大沼町越田和 37-1	0565-90-2111
高岡支所	前林・竜神 若園・若林	〒473-0933 高岡町長根 51	0565-53-2694
高橋支所	高橋・益富・美里	〒471-0014 東山町 2-1-1	0565-80-0077
藤岡支所	藤岡・藤岡南	〒470-0493 藤岡飯野町田中 245	0565-76-2101
松平支所	松平	〒444-2216 九久平町寺前 16	0565-58-0001

地 域 担 当

支 所

交 流 館 (コ ミ ュ ニ テ ィ 会 議)

支所名	地区名	電話・Fax番号	区長会 担当者
拳母 事務所	崇化館 梅坪台 浄水 朝日丘 逢妻 豊南	電話 34-6629 Fax 35-4745	塚田 征弘 前田 浩貴 山本 悟 田中 和香 深見 洸成 (豊田市区長会) 中山 由美子
高橋 支所	高美 橋里 益富	電話 80-0077 Fax 80-0092	太田 信人 加藤美貴子 吉野 晋哉 河野祐二郎
上郷 支所	末野原 上郷	電話 21-0001 Fax 21-5095	神谷 尚賢 伊藤 寿信 永田 知恵 松永 直大
高岡 支所	竜林 若前 若園	電話 53-2694 Fax 53-3516	青井 芳裕 松原 茂生 鈴木 英之 二宮 悠子 山口真紀子 倉地 浩通
猿投 支所	猿投台 井郷 猿投 保石 見野	電話 45-1214 Fax 45-4824	天野 博之 宮石 康弘 児玉 文彦 前田 裕樹 柴田 昌輝 岩村 麻衣
松平 支所	松平	電話 58-0001 Fax 58-0049	大富 有紀子 外山 遥奈
藤岡 支所	藤岡 藤岡南	電話 76-2102 Fax 76-4852	中山 彩華 築山 博行 福岡 正洋 中村 麻希子 濱本 賢志
小原 支所	小原	電話 65-2001 Fax 65-3695	藤井 均 鈴木 琢爾 藤本 紘
足助 支所	足助	電話 62-0601 Fax 62-0606	足立 憲治 日野 泰樹 川口 純
下山 支所	下山	電話 90-2111 Fax 90-3344	近藤 正典 松井 清高 加藤 彩子 鈴木 健吾 今泉 友佑
旭 支所	旭	電話 68-2211 Fax 68-3476	梅村 祐子 藤谷 明輝
稲武 支所	稲武	電話 82-2511 Fax 82-3272	鈴木 宏光 原田 静加

交流館	館 長	主任主事	電話
崇化館	森波 かおり	池田 祐里江	33-0750
梅坪台	杉山 浩子	九郎田 吏江子	31-0402
浄水	土井 由利	小野 美恵子	42-5920
朝日丘	田辺 由美	石川 稚佳子	34-1561
逢妻	尾崎 敦美	船戸 里美	34-3220
豊南	杉浦 智江	今井 千恵子	27-2866
高橋	高橋 明子	増岡 明美	88-4887
美里	濱田 盛義	山本 奈美	80-1697
益富	筒井 初代	前田 真理	80-3520
末野原	相原 小季栄	佐藤 理恵	26-6200
上郷	近藤 かおる	鈴木 容子	21-1881
竜神	長谷川 博子	高田 綾	29-1819
若林	村中 正史	所 明美	52-3858
前林	長谷川 順子	濱根 知見	52-5474
若園	澤平 昭治	藤本 玲奈	53-0028
猿投台	宇野 恵子	土井 美智留	45-2838
井郷	甲村 尚義	市川 悠季	45-4807
猿投北	小島 恵	幾永 みどり	45-5480
保見	杉本 尚久	小田中 真由	48-3403
石野	佐藤 里佳	鈴木 智美	42-1711
松平	倉口 敦	深澤 敦子	58-0073
藤岡	安藤 ルミ子	勝上 美智子	76-1612
藤岡南	伊藤 清人	堀合 明美	75-1707
小原	梅村 法実	大野 智代	65-3711
足助	宇和佐 智子	白矢 敦子	62-1251
下山	田中 真澄	川村 清美	91-1650
旭	西 和也	堀 珠紀	68-2215
稲武	森 哲也	安藤 なおみ	83-1007

令和8年度豊田市区長会役員・総務委員名簿

R8役員名簿		
地区名	自治区名	区長名
崇化館	二区東部	深津澄男
梅坪台	東梅坪町	杉山健章
浄水	浄水町	土井英二
朝日丘	小坂	平野敬一
逢妻	千足町	鈴木英之
高橋	扶桑町	築山正樹
美里	広川町	板倉良昭
益富	五ヶ丘第8	高村伸一
豊南	下野見	杉浦正春
末野原	御幸本町	関口栄治
上郷	川田	石川孝
竜神	土橋	須賀宏
若林	若林	前田定利
前林	駒場	清水宏明
若園	花園町	寺田雄二
猿投台	中越戸	大嶋和樹
井郷	下古屋	井口太宏
猿投	乙部ヶ丘第一	池田利雄
保見	篠原	松田一
石野	七重	清水克彦
松平	岩倉東	小野田勝己
藤岡	上渡合	阿垣剛史
藤岡南	深見	天每木正
小原	小原西	加藤仁美
足助	冷田	天野正直
下山	花山	加藤繁廣
旭	敷島	沓名雄司
稲武	夏焼町	澤田欣也

R8総務委員名簿		
地区名	自治区名	区長名
崇化館	平芝	戸田博基
梅坪台	梅坪町	岩松利尚
浄水	伊保原	野畑安浩
朝日丘	金谷	池田広文
逢妻	美山	岩内輝義
高橋	寺部	川島毅
美里	野見	鈴木規安
益富	泉町	桂田章
豊南	今	大塚良範
末野原	渡刈町	深津浩彦
上郷	柵塚西町	坂本義博
竜神	竹上	岩月康宏
若林	高美町	田中雅裕
前林	堤町	中野正樹
若園	吉原町	山内正文
猿投台	平戸橋二区	堀内康弘
井郷	御船町	櫛田敏宏
猿投	亀首町	赤尾昭仁
保見	貝津町	高木健治
石野	石野町	清水剛
松平	松平	古川勇一
藤岡	北一色	島田勝
藤岡南	藤岡ニューハイツ	吉ヶ別符修
小原	矢作	大内茂樹
足助	新盛	塚田馨
下山	大沼	鈴木雅弥
旭	浅野	鈴木健二
稲武	川手町	山口幸伸

区長会役職選考に関する内規

1 役員選考委員選出方法等

(1) 役員選考委員の選出

選考委員は、前年度において次の6ブロックの地区会長の中から、1名ずつの推薦を受け、会長が指名する。

選考委員は、原則として、4役（会長、副会長、書記、会計）への就任はないものとする。

ブロック	構成地区
1ブロック	崇化館、梅坪台、浄水、朝日丘、逢妻
2ブロック	高橋、美里、益富、松平
3ブロック	豊南、末野原、上郷
4ブロック	竜神、若林、前林、若園
5ブロック	猿投台、井郷、猿投、保見、石野
6ブロック	藤岡、藤岡南、小原、足助、下山、旭、稲武

(2) 役員選考委員会における選考

選考委員会への出席は、選考委員6名と、区長会事務局とする。

選考委員会は、選考委員長を互選する。

選考委員会では、地区区長会が提出した役職推薦書を参考に、選考基準等に照らし、協議のうえ決定する。

2 会長・副会長・書記・会計の任期・選考基準等

(1) 区長会長1名について

① 会長任期は1期1年2期までとする。

なお、任期終了後2年経過したときは、再選できるものとする。

② 会長の選考にあたっては、地区区長会の持ち回り等、地域的な配慮をなくし、人物本位で選考に当たるものとする。

③ 1年以上の地区会長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

④ 会長の選考に当たっては、次の事項を確認し行うものとする。

- ・他の模範となるような自治区運営がされていること。
- ・関係地区区長会の全面的な支持があること。
- ・区長会長としての職務を遂行できる識見と体力があること。

(2) 副会長3名について

① 副会長の任期は1期1年2期までとする。

ただし、任期終了後2年経過したときは、再選できるものとする。

② 副会長3名の選考に当たっては、地区エリア等に配慮し選考するものとする。

③ 副会長についても区長経験年数等にとらわれず、人物本位の選考とする。

④ 会長に事故があった場合に備えて、会長代行者を決めておくものとする。

この場合の代行期間は、当該年度末までとする。

⑤ 会長代行者の副会長の選考に当たっては、(1)④の事項を確認し行うものとする。

- ⑥ 原則 1 年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。
- ⑦ 会長代行者以外の副会長 2 名は、書記・会計をそれぞれ兼ねるものとする。

(3) 書記 1 名、会計 1 名について

- ① 任期は 1 期 1 年 2 期までとする。
- ② 地区エリア等に配慮し、選考するものとする。
- ③ 原則 1 年以上の区長経験を持つ地区会長から選考するものとする。

3 施行期日

この内規は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

(選考委員は、6 ブロックの地区会長の中から 1 名ずつの推薦を受けると変更する。選考委員は、「役職推薦書の提出のない地区会長とする」から「4 役への就任はないものとする」と変更する。)

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(高橋、豊南地区の自治区数を変更する。)

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(逢妻、猿投台地区の自治区数を変更する。藤岡地区を藤岡と藤岡南に分離する。)

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし書き、「該当する地区会長がない場合は、前年度の役員会による推薦を受けた地区会長が役員選考委員会の承認を経て就任するものとする。」から「1 年以上の区長経験を持つ地区会長がないブロックはブロックの推薦があれば役員選考委員会で選考できる。」と変更する。)

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(会長任期について、規約との整合。)

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(末野原地区の自治区数を変更する。梅坪台地区を梅坪台と浄水に分離する。)

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(選考委員会への出席者に会長代行を追加する。会長任期のただし書きを追加する。)

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(会長任期のただし書きを削除する。会長任期を 1 期 1 年 2 期までに変更する。)

この内規は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(選考委員会の出席者から前年度の区長会長(会長代行)を削除する。)

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(末野原地区と足助地区の自治区数を変更する。)

この内規は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(役職推薦書の提出を総務委員から地区区長会に変更する。副会長及び書記・会計の選考における「1 年以上の区長経験をもつ地区会長」を「原則 1 年以上の区長経験をもつ地区会長」に変更する。選考における但し書を削除する。)

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(役員選考委員の選出 表中の自治区数を削除する。)

令和8年度豊田市区長会役員選考委員名簿

ブロック	地区	自治区	役員選考委員
1	逢妻	本地	すぎもと つよし 杉本 剛
2	松平	岩倉東	おのだ かつみ 小野田 勝己
3	上郷	広美町	くらはし まなぶ 倉橋 学
4	若園	中根	かとう たかお 加藤 孝雄
5	猿投	さなげ台	つじ なおき 辻 直樹
6	小原	大平	かとう あきら 加藤 章

《参考》区長会ブロック

- 1ブロック（崇化館・梅坪台・浄水・朝日丘・逢妻）
 2ブロック（高橋・美里・益富・松平）
 3ブロック（豊南・末野原・上郷）
 4ブロック（竜神・若林・前林・若園）
 5ブロック（猿投台・井郷・猿投・保見・石野）
 6ブロック（藤岡・藤岡南・小原・足助・下山・旭・稻武）

令和8年度 豊田市区長会役員(案)

役職名	区長名	地区名	自治区名
会 長	高村伸一	益 富	五ヶ丘第8
副会長	加藤繁廣	下 山	花 山
副会長兼書記	清水宏明	前 林	駒 場
副会長兼会計	関口栄治	末野原	御幸本町
書 記	深津澄男	崇化館	二区東部
会 計	清水克彦	石 野	七 重
理 事	杉山健章	梅坪台	東梅坪町
理 事	土井英二	浄 水	浄水町
理 事	平野敬一	朝日丘	小 坂
理 事	鈴木英之	逢 妻	千足町
理 事	築山正樹	高 橋	扶桑町
理 事	板倉良昭	美 里	広川町
理 事	杉浦正春	豊 南	下野見
理 事	石川 孝	上 郷	川 田
理 事	須賀 宏	竜 神	土 橋
理 事	前田定利	若 林	若 林
理 事	寺田雄二	若 園	花園町
理 事	大嶋和樹	猿投台	中越戸
理 事	井口太宏	井 郷	下古屋
理 事	池田利雄	猿 投	乙部ヶ丘第一
理 事	松田 一	保 見	篠 原
理 事	小野田勝己	松 平	岩倉東
理 事	阿垣剛史	藤 岡	上渡合
理 事	天每木 正	藤岡南	深 見
理 事	加藤仁美	小 原	小原西
理 事	天野正直	足 助	冷 田
理 事	沓名雄司	旭	敷 島
理 事	澤田欣也	稻 武	夏焼町
会計監査委員	梅村 寿	猿 投	乙 部
会計監査委員	未定	稻 武	未定

自治区・区長会とは

1 自治区とは

豊田市における自治区は自主的な任意団体であり、人々の日常の生活圏として最も基礎的なコミュニティです。

自治区は、公益性を持った事業や活動を展開し、助け合いに満ちた住みよい地域づくりを目指しています。

2 自治区長とは

自治区の代表者である自治区長は、そのコミュニティ育成の総括的リーダーであり、地域(自治区)運営のなかで住民自治の振興に努めています。

3 区長会とは

区長会は、自治区長をもって組織し、区長の資質向上と全市的啓発活動により、その役割の実現に寄与しています。

4 とよた市住民自治憲章

平成2年1月の区長会設立30周年を契機に、自治区、自治区長、区長会それぞれの役割や意義を明確にするために、とよた市住民自治憲章が定められており、以下にその内容を抜粋します。

とよた市住民自治憲章 (抜粋)

第2章 自治区

第4条 自治区は、人々の日常の生活圏として最も基礎的なコミュニティです。

第5条 コミュニティとは、一人ひとりの社会への奉仕と、それによる社会の恩恵のうえに個人生活の充実が実現できる社会です。

第6条 自治区は、思想信条を異にする様々な人々が、相互に尊重しあって住民自治を学び実践する場です。

第7条 自治区は、コミュニティ課題に対し、主体的で柔軟な対応を行い、恵み深い地域社会づくりをすすめます。

第3章 自治区長

第8条 自治区長は、コミュニティ育成の総括的リーダーであり、地域運営のなかで住民自治の振興に努めます。

第4章 区長会

第9条 区長会は身近なコミュニティ課題の研究と啓発活動により、住民自治の振興に努めます。

第10条 区長会は、区長の連帯を深め、互いの資質の向上に努めます。

豊田市区長会会則

目次

- 第1章 総 則（第1条～第5条）
- 第2章 会 員（第6条～第8条）
- 第3章 役員等（第9条～第18条）
- 第4章 会 議
 - 第1節 会 議（第19条）
 - 第2節 総 会（第20条～第29条）
 - 第3節 役員会（第30条～第36条）
 - 第4節 総務委員会（第37条～第43条）
 - 第5節 地区区長会（第44条）
- 第5章 財 務（第45条～第51条）
- 第6章 会則の変更及び解散（第52条～第54条）
- 第7章 その他（第55条・第56条）
- 附 則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、豊田市区長会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、会員（第6条に定める「会員」をいう。以下同じ。）のコミュニケーションを図るとともに、自治区運営力の向上と行政との共働による住民自治の振興に努め、もって自治区を核とする地域づくり・人づくりに寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）自治区及び地区区長会（第19条第4号に定める「地区区長会」をいう。以下同じ。）相互の連絡調整及び助言に関すること

（2）自治区活動に関する共通課題や自治区活動の円滑化のための調査研究に関すること

と

（3）行政機関及び関係団体との連絡協調に関すること

（4）会員等の慶弔及び表彰に関すること

（5）その他、本会の目的達成のために必要なこと

（区 域）

第4条 本会の区域は、豊田市全域とする。

（主たる事務所）

第5条 本会の主たる事務所は、豊田市西町3丁目60番地豊田市役所内に置く。

第2章 会 員

（組 織）

第6条 本会の会員は、第4条に定める区域の区長をもって組織する。

（入 会）

第7条 区長に就任した者は、本会に入会したものとする。

(退 会)

第8条 前条で入会した会員が次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 区長を退任した場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員等

(役 員)

第9条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 理 事 22名

(役員を選任)

第10条 役員は、地区区長会の代表があたる。

2 会長、副会長、書記、会計は、別の定めにより選出された選考委員で構成する選考委員会が別の定めにより役員のうちから選考し、第19条第1号に定める総会（以下「総会」という。）の承認を得て決定する。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総括するとともに、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、総会資料等を調製するとともに重要事項を記録保管する。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 理事は、会務の審議と執行にあたる。
- 6 役員は、当該地区のコミュニティ会議の会長を兼ねる。

(委 員)

第12条 本会に次に掲げる委員を置く。

- (1) 会計監査委員 2名
- (2) 総務委員 28名

(委員を選任)

第13条 会計監査委員は、別に定める選考委員会が会員の内から選考し、総会の承認を得て決定する。

- 2 会計監査委員は、役員と兼務することができない。
- 3 総務委員は、地区区長会から1名選考し、総会の承認を得て決定する。

(委員職務)

第14条 会計監査委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計事務を監査すること
- (2) 会計について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (3) 前項の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

2 総務委員は、区長会表彰候補者の選考にあたるほか、本会及び自治区運営に係る諸問題について研究する。

(欠員等による役員等の選任)

第15条 役員及び委員（以下「役員等」という。）に欠員が生じた時又はその職務を辞す

ることについて本人若しくは親族の意思が確認できた場合は、役員会（第19条第2号に定める「役員会」をいう。以下同じ。）の承認により役員等を選任することができるものとする。この場合において、役員会の承認をもって総会の承認とみなす。

（役員任期）

第16条 会長の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した後は、再選できるものとする

2 副会長の任期は1期1年とし、2期までとする。ただし、任期終了後2年を経過した後は、再選できるものとする。

3 書記及び会計の任期は1期1年とし、2期までとする。

4 理事及び委員の任期は1期1年とする。

5 役員等は、任期満了後も後任者が決定するまでその職務を遂行する。

6 前条の規定により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員等の費用弁償）

第17条 本会は、役員等がその職務を遂行するうえで要する経費を支弁するため、費用を弁償することができる。

2 前項の費用弁償は別に定め、予算議決を受けなければならない。

（区長会事務局）

第18条 本会には、事務局を置くことができる。

2 事務局の所掌事務等については、役員会が別に定める。

第4章 会議

第1節 会議

（会議）

第19条 本会の会議は、次に掲げるとおりとする。

（1）総会

（2）役員会

（3）総務委員会

（4）地区区長会

（5）その他役員会が必要と認める会議

第2節 総会

（総会の種別）

第20条 総会は、定期総会と臨時総会の2種類とする。

（総会の構成）

第21条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条 定期総会は、次に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（1）事業計画および予算の承認

（2）事業報告および決算の承認

（3）役員等の承認

（4）会則改正の承認

（5）その他必要な事項

（総会の開催）

第23条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第14条第1項第3号の規定により会計監査委員から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から

30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(会員の議決権)

第27条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第28条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第26条及び次項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 総会の議事は、出席者の3分の2以上の同意により決する。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名をしなければならない。

第3節 役員会

(役員会の構成)

第30条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第31条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項

(役員会の開催等)

第32条 役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 定例役員会(原則毎月1回)

(2) 会長が必要と認めたとき

2 会長は、役員²の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、定例役員会では不相当であると認められる場合においては、その請求の日から

30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 第1項第2号及び前項によって役員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第34条 役員会には、第26条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(役員会の傍聴)

第35条 会員は、役員会を傍聴することができる。ただし、議長が会議を公開しないこととしたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、役員会が別に定める。

(合同会議)

第36条 役員会は、必要に応じて総務委員会と合同で開催することができる。

第4節 総務委員会

(総務委員会の構成)

第37条 総務委員会は、総務委員をもって構成する。

(委員長等)

第38条 総務委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、当該構成員の互選により決定する。

2 委員長は、総務委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理代行する。

(総務委員会の開催等)

第39条 総務委員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 定例総務委員会(原則2ヶ月に1回)

(2) 委員長が必要と認めたとき

2 委員長は、総務委員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求の日から30日以内に総務委員会を招集しなければならない。

3 第1項第2号及び前項によって総務委員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総務委員会の議長)

第40条 総務委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(総務委員会の定足数等)

第41条 総務委員会には、第26条及び第28条の規定を準用する。この場合において、

これらの規定中「総会」とあるのは「総務委員会」と、「会員」とあるのは「総務委員」と読み替えるものとする。

(小委員会の設置等)

第42条 総務委員会は、小委員会を設置できるほか、役員会の承認を得て関係区長からなる研究会を設置するなど、必要な措置をとることができる。

(総務委員会の傍聴)

第43条 総務委員会の傍聴は、第35条の規定を準用する。この場合において、第35条第1項の規定中「役員会」とあるのは「総務委員会」と読み替えるものとする。

第5節 地区区長会

(地区区長会)

第44条 地区区長会は、中学校区の自治区をもって組織する。

2 地区区長会は、複数地区の合同で開催することができる。

3 地区区長会の運営に関する重要な事項は地区区長会が定める。

第5章 財 務

(会 費)

第45条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は、年間30,000円とする。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

(資産の構成)

第46条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生じる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第47条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の承認を得て定めなければならない。

(経費の支弁)

第48条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁する。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(事業計画及び予算)

第49条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、原則として毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等作成し、会計監査委員の監査を受け、毎会計年度毎に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第51条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第52条 この会則は、総会において会員の4分の3以上の承認を得なければ変更することとはできない。

(解散)

第53条 本会を解散するときは、総会において会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第54条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員の4分の3以上の承認を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 その他

(備付け帳簿及び書類)

第55条 本会の主たる事務所には、次に掲げる文書、帳簿及び書類を事務局に備え置かなければならない。

(1) 会則

(2) 構成員名簿、役員名簿

(3) 総会の議事録

(4) 収支に関する帳簿及び証拠書類

(5) 財産目録その他資産の状況を示す書類

(6) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第56条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会が別に定める。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

備 考

平成3年4月1日 会則施行

平成8年4月1日 施行

(総務委員を15名から20名とし幹事を廃止。地区連絡会に議決機能を持たせる。)

平成11年4月1日 施行

(役員の選考について、総務委員ではなく、別の定めにより選出された選考委員が選考にあたる。)

平成16年4月1日 施行

(書記、会計のうち1名を会長代行者以外の副会長が兼務する。)

平成17年4月1日 施行

(理事を14名から20名とする。)

平成23年4月1日 施行

(理事を20名から21名とする。総務委員を26名から27名とする。)

平成25年4月1日 施行

(事業内容、入退会、地区会長が地区コミュニティ会議会長兼務等について条文を追加)

平成28年4月1日 施行

(理事を21名から22名とする。総務委員を27名から28名とする。)

平成30年4月1日 施行

(区長会の目的を再整理、役員欠員への対応条文を新設、会長任期を1期1年2期までに変更)

令和3年4月1日 施行

(議事録における押印を廃止)

令和5年4月1日 施行

(役員会及び総務委員会の傍聴を追加)

令和6年4月1日 施行

(文言の軽微な修正)

コミュニティとは

1 コミュニティとは

「コミュニティ」という言葉の訳は、一般的に「近隣社会」「地域社会」「地域共同体」など様々な言葉に訳されていますが、豊田市では「ふれあい豊かな地域社会」と解釈しています。

2 コミュニティ活動とは

コミュニティ活動とは、地域の人たちが日常の生活の中で世代を越えて交流を深め、自分の生活を豊かで充実した、うるおいのあるものにしていく活動です。

運動会や盆踊り、文化祭、さらに敬老会や地域の清掃などは、いずれも立派なコミュニティ活動ですが、こうした行事だけでなく、ゴミを決められた時と場所に正しく出すことや、あいさつを交わし合うことなども大切なことからです。

このような活動をとおして、地域の人たちや地域の各種団体が自主的に力を合わせて地域の問題に取り組むことがコミュニティ活動にとって肝心です。

3 コミュニティ活動と区域

コミュニティ活動の基本単位となるのは自治区です。(自治区コミュニティ構想)

ただし、コミュニティ活動を行う上で自治区の単位では狭い場合、あるいは、ある課題に対しての勉強会、情報交換など広域で取り組んだほうが効果がある場合は、地域の事情に応じて複数の自治区が共同したり、小学校区とか中学校区といった範囲に広げる必要があります。

4 自治区コミュニティ組織

コミュニティ活動を実際に行う者は、自治区の役員のみが行うのではなく、自治区内のやる気がある者を取り込むことにより、コミュニティ活動が活発になると考えられます。

5 地区コミュニティ会議(中学校区単位)の目的・活動と組織

豊田市では、市内の中学校区のひとつひとつに「〇〇地区コミュニティ会議」が組織されています。

地区コミュニティ会議は、自治区が自治区コミュニティ活動を実施していく上で発生する問題点、課題について解決に向けて検討、学習をする場、効果のある事業を実施するための情報交換の場として位置付けられています。

組織としては、地区コミュニティ会議の地域にある自治区の組織にあわせた部会があり、自治区の該当する部会の代表が地区コミュニティ会議に参加することとなります。

地区コミュニティ会議とは

1 豊田市の「コミュニティ」

豊田市では「コミュニティ」があらわす概念を「ふれあい豊かな地域社会」と解釈しています。この概念を踏まえ、住みよい地域社会の建設に向けた様々な活動が、日々地域住民が主体となって取り組まれています。

2 自治区と地区コミュニティ会議（自治区コミュニティ構想）

豊田市では現在、296を数える「自治区」の活動が古くから活発で、ある種の「コミュニティ」がすでに形づくられていました。しかし、急激な社会情勢の変化がもたらした新たな地域課題に対応すべく、「地区コミュニティ会議」が創設されました。

この両組織の存在は決して屋上屋を架するものではなく、自治区は夏祭りや運動会などのふれあい行事を含めたすべてのコミュニティ活動を掌る基本単位として存在し、地区コミュニティ会議は自治区及び地区内の各種団体間の情報交換の場を提供し、広域的なコミュニティ活動を調整するという明確な役割分担がされています。そして、この連携体制こそが広域化する地域課題対策の決定打として打ち出された「自治区コミュニティ構想」であり、豊田市のコミュニティづくりの大きな特徴となっています。

3 地区コミュニティ会議の設置状況と構成員

中学校区を単位として現在28地区設置されています。各地区コミュニティ会議は、住民主体で運営されており、自治区をはじめとした地域に展開する各種団体（例：青少年健全育成推進協議会、高齢者クラブ、PTA等）のメンバーで構成されています。

4 地区コミュニティ会議の活動内容

地区コミュニティ会議の活動は、発足間もない頃、地域住民のふれあい機会の提供を目的とした各種イベントの開催が中心でしたが、現在では地域課題の解決を主眼に置き、地域で活動する各種団体間の連絡調整・情報交換を活動の基本としています。

（地区コミュニティ会議の主な活動事例）

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| ・連絡調整会議 | ・社会を明るくする運動 | ・介護研修会 |
| ・ふれあいサービス事業 | ・健康ウォーキング大会 | ・地域美化活動 |
| ・環境施設視察研修 | ・広報誌発行 | ・二十歳のつどい |
| ・ふれあいまつり | | 等 |

5 交流館の役割

各地区コミュニティ会議の事務局業務には、中学校区ごとに設置されている交流館があたっています。交流館は組織運営に関する事務等、地区コミュニティ会議を側面から支援しています。

地域自治システム(地域会議等)とは

平成17年の市町村合併により、地域事情の考慮が必要となり、これまでのような一律的な行政政策だけでは十分な成果が得られにくくなりました。そこで、地域の特徴を生かしながら、「地域の声を的確に行政に反映させることのできる仕組み」や「様々な地域課題に対して地域が自ら考え実行することのできる仕組み」が必要であるとの認識に立ち、地域自治システムを導入し、都市内分権の推進を図っています。

<体制>

1 地域会議

地域社会の住民自治力(地域力)を高め、地域住民の意見を市の施策に反映させることを前提とした行政機関である「地域会議」が設置されました。

地域会議は、中学校区を単位として全28地区に設置され、地域住民の多様な意見の集約と調整を主な役割としています。

地域会議委員は、無報酬、任期2年の非常勤特別職(地方公務員)であり、自治区や各種公共的団体から推薦された委員及び公募委員等により1地域会議につき20名以内で構成されています。

(地域会議の主な役割)

- ・ 市長からの諮問事項に関する審議、答申
- ・ 地域住民の意見の集約と調整
- ・ 地域課題の解決に係る行政への提言

<事業>

1 わくわく事業(補助金制度)

(1) 趣 旨

住みやすい地域づくりに向け、地域住民が主体的に取り組む事業を支援する。

(2) 交付上限額

1団体当たり原則100万円/年

(3) 応募資格

- ・ 5人以上で組織された団体
- ・ 活動が地域の多数の住民に支持される団体
- ・ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体
- ・ 暴力団と密接な関係を有しない団体

2 地域課題解決事業

(1) 趣 旨

地域で共通認識された課題の解決策を、市の施策に反映させ、効果的に地域課題を解消する仕組み。

(2) 事業化の流れ

- ・ 地域会議から行政に出された提言に基づき市が解決策を検討し、事業化
- ・ 支所に寄せられた地域からの意見に基づき市が解決策を検討し、事業化

令和8年度 豊田市区長会役員会等の日程について

1 区長会役員（地区会長）

(1) 定例役員会	場所：豊田市役所 南51会議室
第1回	4月 8日 (水) 午後3時～
第2回	4月 22日 (水) 午後2時～
第3回	5月 27日 (水) 午後2時～
第4回	6月 24日 (水) 午後2時～
第5回	7月 29日 (水) 午後2時～
第6回	8月 26日 (水) 午後2時～ (東52会議室)
第7回	9月 24日 (木) 午後2時～
第8回	10月 28日 (水) 午後2時～
第9回	11月 25日 (水) 午後2時～
第10回	12月 23日 (水) 午後2時～
第11回	1月 27日 (水) 午後2時～
第12回	2月 24日 (水) 午後2時～

(2) 地区区長会関係

定例会（区長会役員会での報告事項の伝達や情報交換をするため、毎月1回の地区区長会連絡会）を開いて、地区の活性化を図ってください。

2 総務委員（表彰者推薦委員）

総務委員会	場所：第1回は南71委員会室、第2回以降未定（別途通知）
第1回	4月 8日 (水) 午後3時～
第2回	6月 17日 (水) 午後2時～
第3回	7月 15日 (水) 午後2時～
第4回	9月 16日 (水) 午後2時～
第5回	12月 16日 (水) 午後2時～
第6回	2月 17日 (水) 午後2時～ (表彰者選考委員会)

3 共通事項

- (1) 区長会総会 日 時：5月9日（土）午前10時30分～午前12時00分
場 所：豊田市民文化会館 小ホール
参加者：令和8年度区長、令和7年度4役、永年表彰者・一般表彰者
- (2) 役員・総務委員会合同研修会
日 時：7月16日（木）（予定）
場 所：未定
内 容：未定
- (3) 区長会4役研修会 ※内容・時期未定
- (4) 会計監査 令和9年3月24日（水）午後2時：豊田市役所
- (5) 役員選考委員会 令和9年3月10日（水）午後2時：豊田市役所

【問合せ先】

区長会事務局（豊田市役所地域交流課内）

電 話 34-6629 FAX 35-4745

豊田市区長会役員 各位

豊田市区長会長

慶弔連絡等の取扱いについて

みだしのことについて、豊田市区長会慶弔に関する規程に基づき、下記の要領で対応いたします。なお、役員の皆様へは、携帯電話やFAX、メール等にてご連絡させていただきたいと存じますので、お手数をおかけしますが、別紙提出用紙にご記入いただき、4月24日（金）までに窓口、FAX、メールのいずれかの方法で豊田市区長会事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 連絡範囲

内 容	連 絡 先
役員・総務委員の死亡	全役員・全総務委員
その他の会員（区長）の死亡	会長・副会長・関係地区会長
役員の同居親族の死亡	全役員
総務委員の同居親族の死亡	会長・副会長・関係地区会長・全総務委員
その他の会員の同居親族の死亡	関係地区会長

※本人及び同居の親族の場合は、地域交流課から、秘書課・議会局へ連絡します。

2 支給事例

区分	内 容	区長会の対応	備 考
死亡	会員の死亡	香典1万円 生花一基	
	会員の同居の親族及び実親の死亡	香典5千円	
見舞	会員の自宅焼失	見舞金1万円	半焼以上の被害
	会員の入院	見舞金5千円	概ね2週間以上
全般	会長が特に必要と認めた場合	状況に応じた額	慶弔全般

3 連絡先（別紙提出用紙の提出先）

豊田市区長会事務局（豊田市役所地域活躍部地域交流課内） 中山

電 話 34-6629 FAX 35-4745

メール juminjichi@city.toyota.aichi.jp

地区区長会長 各位

地域活躍部長 青木 勉

令和8年度自治区運営の手引説明会の開催について

このことについて、「自治区運営の手引説明会」を開催しますので、地区区長会における開催希望日を決定し、各支所（拳母地域自治区については地域交流課）までご連絡をお願いします。

記

- 1 内 容 以下の内容について、市職員が説明します。
・自治区への各種助成制度等について（自治区運営の手引を使用）
※ 時間は、おおむね30分～1時間程度を予定しています。
- 2 対 象 者 自治区長・自治区役員（複数でも可）
- 3 提出期限 令和8年4月24日（金）※期限厳守でお願いします。
- 4 開 催 日 4～5月
(担当者の都合で開催日を調整させていただくことがありますので、ご了承ください)
- 5 持 ち 物 令和8年度 自治区運営の手引 冊子
※4月10日区長便でお送りします。
- 6 提 出 先 各支所 地域振興担当（拳母地域自治区については地域交流課）
※ 担当につきましては、資料4ページをご覧ください
- 7 申込方法 電話、FAX、メール

地区名	地区区長会		
開催日	令和8年	月	日（ ）
開催時間	午前・午後	時	分から 時 分
開催場所			
参加予定者	1 区長のみ	参加予定人数	
	2 区長ほか自治区役員	人	

広告協賛について

◆過去の実績と今年度の予定


新聞社	時期	広告内容	R5	R6	R7	R8	
株新三河タイムス社	4月	春の交通安全運動	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
株矢作新報社	"	"	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
株矢作新報社	6月	春の環境美化活動	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
株新三河タイムス社	"	"	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
株矢作新報社	7月	暑中見舞	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
株新三河タイムス社	"	"	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
株矢作新報社	9月	秋の環境美化活動	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
株矢作新報社	"	秋の交通安全運動	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
株新三河タイムス社	"	"	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
株新三河タイムス社	1月	年賀	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
株矢作新報社	"	"	5,500	5,500	5,500	5,500	(予定)
合 計			60,500	60,500	60,500	60,500	(予定)

◆見本

矢作新報社

6月19日（日）は豊田市環境美化の日です

美しい地球は美しい故郷から



<p>豊田加茂ライオンズクラブ</p> <p>会長 田中 功一 副会長 佐藤 隆夫 幹事 佐藤 隆夫 会計 佐藤 隆夫</p>	<p>豊田東名ライオンズクラブ</p> <p>会長 佐藤 隆夫 副会長 佐藤 隆夫 幹事 佐藤 隆夫 会計 佐藤 隆夫</p>	<p>豊田シニアライオンズクラブ</p> <p>会長 佐藤 隆夫 副会長 佐藤 隆夫 幹事 佐藤 隆夫 会計 佐藤 隆夫</p>	<p>豊田中ロータリークラブ</p> <p>会長 佐藤 隆夫 副会長 佐藤 隆夫 幹事 佐藤 隆夫 会計 佐藤 隆夫</p>	<p>豊田西ロータリークラブ</p> <p>会長 佐藤 隆夫 副会長 佐藤 隆夫 幹事 佐藤 隆夫 会計 佐藤 隆夫</p>	<p>豊田東ロータリークラブ</p> <p>会長 佐藤 隆夫 副会長 佐藤 隆夫 幹事 佐藤 隆夫 会計 佐藤 隆夫</p>	<p>豊田三好ロータリークラブ</p> <p>会長 佐藤 隆夫 副会長 佐藤 隆夫 幹事 佐藤 隆夫 会計 佐藤 隆夫</p>
------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

豊田市長会
あいち豊田農業協同組合
矢作川漁業協同組合
豊田加茂薬剤師会

豊田市区長会定期総会運営について

1 概 要

- (1) 期 日 令和8年5月9日(土)
 (2) 時 間 午前10時30分 開会 (受付: 10時開始)
 (3) 会 場 豊田市民文化会館 小ホール(豊田市小坂町12-100)
 (4) 対 象 者 令和8年度区長、令和7年度4役、区長永年表彰者、一般表彰者
 (5) 来賓予定 市長・市議会議長・社会福祉協議会長・豊田警察署長・足助警察署長

2 スケジュール

令和7・8年度4役及び令和8年度正副総務委員長は、10時20分に壇上へご集合ください。

予定時間	令和8年度区長
10:20	自由席 ※出欠の変更があった場合は、令和8年度役員が取りまとめて受付に報告
10:30	総会開会
11:45	総会閉会・解散

3 出欠確認体制

総会当日の受付混雑回避のため、役員の皆様は4月24日(金)までに別紙「総会出欠確認票」にて地区の出欠を取りまとめ、支所または地域交流課に御提出ください。(FAX可)

地区名	自治区名	区長名	地区名	自治区名	区長名
崇化館(12)	二区東部	深津 澄男	若 園(3)	花園町	寺田 雄二
梅坪台(4)	東梅坪町	杉山 健章	猿投台(11)	中越戸	大嶋 和樹
浄 水(5)	浄水町	土井 英二	井 郷(5)	下古屋	井口 太宏
朝日丘(7)	小 坂	平野 敬一	猿 投(8)	乙部ヶ丘第一	池田 利雄
逢 妻(10)	千足町	鈴木 英之	保 見(13)	篠 原	松田 一
高 橋(15)	扶桑町	築山 正樹	石 野(19)	七重	清水 克彦
美 里(14)	広川町	板倉 良昭	松 平(22)	岩倉東	小野田 勝己
益 富(14)	五ヶ丘第8	高村 伸一	藤 岡(18)	上渡合	阿垣 剛史
豊 南(9)	下野見	杉浦 正春	藤岡南(6)	深 見	天每木 正
末野原(10)	御幸本町	関口 栄治	小 原(12)	小原西	加藤 仁美
上 郷(17)	川 田	石川 孝	足 助(14)	冷 田	天野 正直
竜 神(8)	土 橋	須賀 宏	下 山(7)	花 山	加藤 繁廣
若 林(4)	若 林	前田 定利	旭(5)	敷 島	沓名 雄司
前 林(11)	駒 場	清水 宏明	稲 武(13)	夏焼町	澤田 欣也

※ 4月25日以降に出欠の変更があった場合は、役員が地区ごとに取りまとめて総会当日に会場受付へ御報告をお願いします。

提出締切：4月24日（金） 提出先：支所または地域交流課
提出方法：窓口・FAX・メールのいずれか

1

総会出欠確認票

総会当日の受付混雑回避のため、役員の皆様は地区の出欠を取りまとめ、支所または地域交流課に御提出ください。

	自治区名	どちらかに○
101	一区	出席・欠席
102	二区東部	出席・欠席
103	二区西部	出席・欠席
104	三区	出席・欠席
105	東区	出席・欠席
106	中区	出席・欠席
107	西区	出席・欠席
108	平芝	出席・欠席
109	平芝前	出席・欠席
110	陣中町	出席・欠席
111	栄町	出席・欠席
112	西山	出席・欠席

出席 名 欠席 名

※ 4月25日以降に出欠の変更があった場合は、役員が地区ごとに取りまとめて総会当日に会場受付へ御報告をお願いします。

問合せ先：豊田市区長会事務局（豊田市地域交流課内）TEL：34-6629
FAX：35-4745 メール：juminjichi@city.toyota.aichi.jp

令和8年度 総会進行・役割分担表

時間	内 容	担 当	備 考
10:00	受 付	事務局	
10:30	市民の誓い唱和	都築 淳	前副会長（司会者）
	開会のことば	阿垣 剛史	前副会長兼書記
	会長あいさつ	高村 伸一	前会長（3分）
	永年退職区長 豊田市感謝状贈呈	太田 稔彦	市長
	永年退職区長 区長会感謝状贈呈	高村 伸一	前会長
	表彰規程に基づく区長会感謝状贈呈	高村 伸一	〃
	叙勲受章披露（中條区長）	高村 伸一	〃
	総務大臣表彰受賞披露（阿垣区長）	高村 伸一	〃
	来賓祝辞	太田 稔彦	市長（3分）
	〃	北川 敏崇	豊田市議会議長（3分）
	〃	内藤 一昭	豊田警察署長（3分）
11:00	（足助警察署長・社会福祉協議会会長は自席であいさつ）		
	— 休 憩 —		
	総会議長選出	都築 淳	前副会長
	議長登壇	岩瀬 勝好	議長
	（以下議案ごとに 上郷地区で拍手への協力）		
11:20	令和7年度豊田市区長会事業 報告	倉橋 学	前会計
	〃 会計決算 報告	倉橋 学	前会計
	〃 会計監査 報告	杉浦 恒夫	前会計監査
	令和7年度区長会共済会事業 報告	倉橋 学	前会計
	〃 会計決算 報告	倉橋 学	前会計
	〃 会計監査 報告	杉浦 恒夫	前会計監査
	令和8年度豊田市区長会役員選任 報告	辻 直樹	選考委員長
	前4役降壇		
	会長あいさつ	高村 伸一	新会長（3分）
	自己紹介（4役・総務委員会正副委員長）		
	令和8年度豊田市区長会事業計画 提案	関口 栄治	新副会長兼会計
	〃 会計予算 提案	関口 栄治	新副会長兼会計
	令和8年度区長会共済会事業計画 提案	関口 栄治	新副会長兼会計
11:40	〃 会計予算 提案	関口 栄治	新副会長兼会計
	議長降壇		
	閉会のことば	加藤 繁廣	新副会長
	進行	加藤 繁廣	新副会長
	連絡事項 「まちと川を美しくする会」推進と 報告会 事業報告及び事業計画	清水 宏明	新副会長兼書記

令和7年度 豊田市区長会 事業報告

1	地区区長会連絡会(=地区定例会)	随時
2	定例役員会(4月~2月)	12回
3	区長会4役会議(4月~2月)(原則毎月1回)	11回
4	総務委員会(4月~2月)	6回
5	デジタル小会議(5月~1月)	5回
6	総会(5月10日)	1回
7	役員会・総務委員会合同視察研修会(7月)	1回
8	区長会4役視察研修会(10月)	1回
9	表彰者選考委員会(令和8年2月)	1回
10	役員選考委員会(令和8年3月)	1回
11	会計監査(令和8年3月)	1回

令和7年度

豊田市区長会 会計決算

収入総額 25,311,365 円

支出総額 9,956,776 円

差引残額 15,354,589 円(次年度繰越金)

☆ 収入の部

単位:円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)	備考
前年度繰越金	14,215,910	14,215,910	0	
会費	8,940,000	8,940,000	0	30,000 円×298 自治区
豊田市補助金	700,000	700,000	0	区長名簿印刷費等に対する補助金
社協助成金	1,043,000	1,043,000	0	日赤社費及び社協会費の募集協力費
雑収入	530,000	412,455	▲117,545	視察参加負担金,区長バッチ 売払金,預金利息
計	25,428,910	25,311,365	▲117,545	

☆ 支出の部

単位:円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)	備考
總會費	700,000	662,195	▲37,805	証書ホルダー,表彰者記念品等
会議研修費	3,500,000	1,542,510	▲1,957,490	役員会,総務委員会,費用弁償,お茶代等,会長行動費
地区運営費	5,960,000	5,960,000	0	1自治区当り20,000 円を地区 区長会へ
広報広告費	66,000	60,500	▲5,500	新聞広告掲載料
渉外費	150,000	46,754	▲103,246	おいでんまつり協賛金,視察先 への手土産
慶弔費	170,000	94,000	▲76,000	香典,見舞金
事務費	1,700,000	1,590,817	▲109,183	区長名簿,手引,消耗品,自治 区加入促進チラシ等
予備費	13,182,910	0	▲13,182,910	
計	25,428,910	9,956,776	▲15,472,134	

令和7年度

豊田市区長会共済会 事業報告

1 総会(5月10日)	1 回
2 運営委員会(4月～3月)	12 回
(1) 見舞金支給件数	36 件
(2) 見舞金支給総額	849,000 円
(3) 賠償金支払件数	12 件
(4) 賠償金支払総額※	1,576,184 円

※保険会社が支払った金額。次ページ支出の部「賠償保険料」を豊田市区長会共済会が保険会社に支払い。

令和7年度

豊田市区長会共済会 会計決算

収入総額	36,530,177	円
支出総額	14,725,651	円
差引残額	21,804,526	円(次年度繰越金)

☆ 収入の部

単位:円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)	備考
前年度繰越金	21,686,732	21,686,732	0	
会費	14,656,900	14,657,100	200	100円×146,571世帯
繰入金	180,000	143,766	▲36,234	準備金利息
雑収入	22,000	42,579	20,579	預金利息等
計	36,545,632	36,530,177	▲15,455	

☆ 支出の部

単位:円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	備考
見舞金	4,500,000	849,000	▲3,651,000	見舞金支給費
賠償保険料	2,300,000	1,985,320	▲314,680	自治会活動保険保険料
会議研修費	100,000	33,040	▲66,960	運営委員会,区長お茶代
地区運営費	4,470,000	4,470,000	0	1自治区当り15,000円を地区区長会へ
事務費	8,000,000	7,388,291	611,709	事務職員・臨時職員給与,社会保険料,回覧板作成等
予備費	17,175,632	0	▲17,175,632	
計	36,545,632	14,725,651	▲21,819,981	

令和8年度 豊田市区長会 事業計画(案)

1	地区区長会連絡会（＝地区定例会）	（原則毎月1回）	12回
2	定例役員会（4月～2月）	（原則毎月1回）	12回
3	区長会4役会議（4月～2月）	（原則毎月1回）	11回
4	総務委員会（4月～2月）		6回
5	総会（5月9日）		1回
6	区長会役員・総務委員会合同研修会（7月）		1回
7	区長会4役研修会（未定）		1回
8	表彰者選考委員会（2月）		1回
9	役員選考委員会（3月）		1回
10	会計監査（3月）		1回

令和8年度 豊田市区長会 会計予算（案）

☆ 収入の部

単位：円

科目	8年度 予算額 (A)	7年度 予算額 (B)	前年対比 (A) - (B)	備 考
前年度繰越金	15,354,589	14,215,910	1,138,679	
会 費	8,880,000	8,940,000	▲60,000	30,000円×296自治区
豊田市補助金	1,900,000	700,000	1,200,000	自治運営の手引印刷費、自治区支援アプリ導入等に対する補助金
社協助成金	1,036,000	1,043,000	▲7,000	日赤社費及び社協会費の募集協力費
雑 収 入	530,000	530,000	0	個人負担金、区長バッチ売払金、預金利息
計	27,700,589	25,428,910	2,271,679	

☆ 支出の部

単位：円

科目	8年度 予算額 (A)	7年度 予算額 (B)	前年対比 (A) - (B)	備 考
総 会 費	700,000	700,000	0	証書ホルダー、表彰者記念品代、会場費等
会 議 研 修 費	3,500,000	3,500,000	0	役員会、総務委員会、研修会費用弁償等
地 区 運 営 費	5,920,000	5,960,000	▲40,000	1自治区当たり20,000円を地区区長会へ
広 報 広 告 費	66,000	66,000	0	新聞広告掲載料
渉 外 費	150,000	150,000	0	各種団体行事への協賛金等
慶 弔 費	170,000	170,000	0	香典、見舞金等
事 務 費	2,900,000	1,700,000	1,200,000	手引印刷費、消耗品等（帽子等）、ホームページ維持管理更新費
予 備 費	14,294,589	13,182,910	1,111,679	
計	27,700,589	25,428,910	2,271,679	

令和8年度 豊田市区長会共済会 事業計画(案)

区長会共済会では、見舞金支給制度により自治区及び自治区内における諸団体の行事における怪我等に対応しています。

また、自治会活動保険に引き続き加入し、自治区が所有・使用・管理する施設や自治区活動中の事故が原因で、他人の生命・身体・財物を害した場合についても補償することで、自治区内における諸活動もより一層安心して実施できるよう対応してまいります。

今年度も、地域の活性化事業をより一層支援し、安心の提供を行ってまいります。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 共済会総会 | 1回（区長会総会と同時） |
| 2 共済会運営委員会 | 12回（区長会役員会と同時） |
| 3 見舞金及び賠償金の支給 | 随時 |

令和8年度 豊田市区長会共済会 会計予算(案)

☆ 収入の部

単位：円

科目	8年度 予算額 (A)	7年度 予算額 (B)	前年対比 (A)－(B)	備 考
前年度繰越金	21,804,526	21,686,732	117,794	
会 費	14,614,300	14,656,900	▲42,600	100円×146,143世帯
繰 入 金	360,000	180,000	180,000	準備金利息
雑 収 入	45,000	22,000	23,000	預金利息
計	36,823,826	36,545,632	278,194	

☆ 支出の部

単位：円

科目	8年度 予算額 (A)	7年度 予算額 (B)	前年対比 (A)－(B)	備 考
見 舞 金	4,500,000	4,500,000	0	見舞金支給費
賠償保険料	2,300,000	2,300,000	0	自治会活動保険 保険料
会議研修費	100,000	100,000	0	運営委員会費
地区運営費	4,440,000	4,470,000	▲30,000	1自治区当たり 15,000円を 地区区長会へ
事 務 費	8,500,000	8,000,000	500,000	事務職員給与、消耗品費、 組長袋等作成費（会費収入 見込み額の1/4以内）
予 備 費	16,983,826	17,175,632	▲191,806	
計	36,823,826	36,545,632	278,194	

第 1 回 運 営 委 員 会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	令和7年度支給状況		令和6年度同期状況	
	件数	支給額(円)	件数	支給額(円)
3月1日～3月31日	1	6,000	4	182,000
4月1日～3月31日	36	849,000	54	2,463,600
1件あたりの平均支給額	—	23,583	—	45,622

2 2月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額 (円)	行事名等	傷害の内容等	発 生 状 況
1	浄水コミ	6,000	二十歳のつどい	打撲	写真撮影をしていた際、階段を踏み外し転倒。肘掛けに左胸を強打し負傷。

3 賠償金の支給について

該 当 期 間	令和7年度支給状況		令和6年度同期状況	
	件数	支給額(円)	件数	支給額(円)
3月1日～3月31日	0	0	0	0
4月1日～3月31日	12	1,576,184	11	2,370,107

【問合せ先】 区長会事務局 中山 電話 34-6629

令和8年4月8日

豊田市長 様

地区コミュニティ会議会長連絡会 会長

地区コミュニティ会議会長の感謝状贈呈に関する対象者推薦について

豊田市地区コミュニティ会議会長の感謝状贈呈に関する規定第2条の規定により、次の者を感謝状贈呈対象者として推薦する。

記

被推薦者氏名

鈴木 重久 様

経歴 梅坪台地区コミュニティ会議会長 通算3年
(平成29年度、令和3年度、令和7年度)

三宅 利幸 様

経歴 足助地区コミュニティ会議会長 通算4年
(平成30年度～令和元年度、令和6年～令和7年度)

豊田市地区コミュニティ会議会長の感謝状贈呈に関する規定

(目 的)

第1条 地区コミュニティ会議会長として、その任期を終えた者の任期中のふれあい豊かな近隣社会実現への功績と努力に対して、感謝の意を表することを目的とする。

(推 薦)

第2条 地区コミュニティ会議会長連絡会役員会は、会長として通算3年以上にわたり職務を遂行し退職した者について、適当と認めるときは豊田市長に対し推薦を行うものとする。

(感謝状贈呈)

第3条 豊田市長は前条により推薦を受けた者について、適当と認めるときは感謝状を贈呈するものとする。

(贈呈資格の規制)

第4条 退職者への感謝状贈呈は1回とする。

(細 則)

第5条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規定は、昭和63年3月10日から施行する。
- 2 この規定は、平成11年4月1日から施行する。

豊田市地区コミュニティ会議会長の感謝状贈呈に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、豊田市地区コミュニティ会議会長の感謝状贈呈に関する規定第5条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(推 薦)

第2条 地区コミュニティ会議会長連絡会役員会は、豊田市長へ推薦する場合、地区コミュニティ会議会長連絡会の了承を得るものとする。

(贈呈対象者)

第3条 通算3年以上地区コミュニティ会議会長の職務に従事して退職した者は、原則としてすべて対象とする。

(委 任)

第4条 この内規に定めるもののほか、必要な事項はその都度役員会が定める。

付 則

- 1 この内規は、昭和63年3月10日から施行する。
- 2 この規定は、平成11年4月1日から施行する。

4 月区長便送付文書一覧

※[区長会ホームページ](https://www.toyota-kuchokai.org) (https://www.toyota-kuchokai.org) でも、資料を掲載しています。

※今月の区長便は、令和7年度と同じ配達先へ配達しています。
次回から令和8年度の新区長に配達します。

No.	文書名	担当課	電話	種類	送付先
1	防災に関する緊急情報の提供等	防災対策課	34-6750	依頼	全自治区
2	令和8年度高齢者交通安全防犯世帯訪問事業	交通安全防犯課	34-6633	通知	全自治区
3	令和8年度高齢者福祉施設送迎バスの利用	高齢福祉課	34-6984	通知	全自治区
4	「交通安全市民会議ニュース4月号」他	交通安全防犯課	34-6633	通知	全自治区
5	令和8年度における「広報とよた」の配布	広報課	34-6604	通知	全自治区
6	令和8年度「環境委員情報交換会」の開催	循環型社会推進課	71-3001	通知	全自治区
7	豊田市区長会定期総会の開催について	豊田市区長会	34-6629	通知	全自治区
8	令和8年度自治区運営の手引の訂正について	豊田市区長会	34-6629	通知	全自治区
9	令和8年度自治区事務スケジュール	地域交流課	34-6629	配付	全自治区
封筒	令和8年度自治区運営の手引(冊子2冊)	豊田市区長会	34-6629	配付	全自治区

区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますので区長便BOXにお入れいただくか、お近くの支所へお持ちください。(提出物などを入れないようお願いします。)

【地域交流課】電話：(0565) 34-6629 FAX：(0565) 35-4745
メール：chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp

令和8年4月8日

自治区長 各位

地域交流課長 石原 雅之

令和8年度「区長便」配送日・配送業者について

令和8年度の配送日・配送業者は下記のとおりです。ご承知おきください。

記

1 配達日について

原則役員会翌週の水曜日

区長便 配達日
4月10日(金)
4月29日(水)
6月3日(水)
7月1日(水)
8月5日(水)
9月2日(水)
10月7日(水)
11月4日(水)
12月2日(水)
1月6日(水)
2月3日(水)
3月3日(水)

2 配送業者について

愛豊陸運(株)

※前年度から変更ありません。

3 その他

広報とよた(5月号～来年4月号)の配送業者も、愛豊陸運(株)です。

【担当及び問合せ先】

・区長便に関すること

地域交流課(南庁舎4階 電話34-6629)

・広報とよたに関すること

広報課(南庁舎4階 電話34-6604)

「広報とよた」配布についての注意点

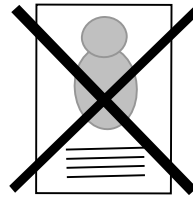
① 「広報とよた」へ市が発行する文書等以外は折り込んで配布しないようお願いします。

【理由】 市発行以外の文書等を「広報とよた」に折り込むことで、市が発行している（あるいは後援等をしている）文書であるとの誤解を市民に与えるため。

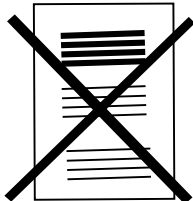
広報とよたに折り込んではいけないものの例



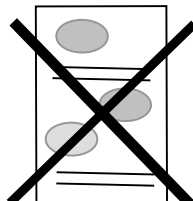
宗教（神社等を含む）に関するチラシ等



選挙活動（政治活動）のチラシ等



地元スーパーや各種PRのチラシ等



民間広告会社が作成したガイドマップ等

- ② 「広報とよた」の配布は全世帯を対象としています。自治区に加入していない世帯へも配布いただきますようお願いします。
- ③ 必要な配布部数の管理をお願いします。配布部数に変更がある場合は、発行月の前月5日までに、広報課へご連絡ください。
- ④ 「広報とよた」は発行日（1日）の4日前の午後5時までに、自治区へお届けします。各世帯へは発行日までに配布いただきますようお願いします。
- ⑤ 「広報とよた」5月号と1月号は、通常より早く自治区へお届けします。日程につきましては、別途ご案内します。

担当及び問合せ先

広報課 ☎ 34-6604 E-mail: koho@city.toyota.aichi.jp



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、
輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、
明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

- 1 緑をはぐくみ、川を大切にして、
豊かな自然を愛しましょう。
- 1 スポーツに親しみ、教養を高めて、
文化の向上につとめましょう。
- 1 元気で働き、若い力をそだてて、
幸せな家庭をつくりましょう。
- 1 互いに助けあい、心の輪をひろげて、
あたたかい町をつくりましょう。
- 1 いのちを尊び、きまりを守って、
住みよい社会をつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいうらなで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。